

2022年5月23日

各位

会 社 名 株式会社フォーバル

代表者名 代表取締役社長 中島 將典

(コード番号:8275 東証プライム)

問合せ先 常務取締役 加藤 康二

電話 03-3498-1541

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第42回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は 期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開	(削除)
示とみなし提供)	

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算 書類および連結計算書類に記載ま たは表示すべき事項に係る情報を、 会社法施行規則第94条に定める ところに従いインターネットを利 用する方法で開示することにより、 株主に対して提供したものとみな すことができる。

(新設)

附則

(新設)

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である 情報について、電子提供措置をとる ものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全 部または一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求した株主 に対して交付する書面に記載しな いことができる。

附則

(電子提供措置等の効力発生日等)

- 第2条 定款第15条(株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提 供)の削除および定款第15条(電 子提供措置等)の新設は、会社法の 一部を改正する法律(令和元年法律 第70号)附則第1条ただし書きに 規定する改正規定の施行の日(以下 「施行日」という)から効力を生ず るものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
 - 3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過 した日または前項の株主総会の日 から3ヶ月を経過した日のいずれ か遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022 年 6 月 24 日定款変更の効力発生日(予定) 2022 年 6 月 24 日